

源為義義親実子説の成立時期について

佐々木 紀一

はじめに

平安時代末期の源氏の棟梁で、保元の乱に刑死した源為義は、『尊卑分脈』「清和源氏」（以下『尊卑』）によれば対馬守義親実子で、義忠・義家の養子となり、嫡流を継いだとするが、『尊卑』の義家子弟の官位・兄弟・縁者に確認出来ない記載が多く、同時代の史料と背馳する所があるから後世の偽作である事、他の中世成立系図及び同時代の『殿暦』より為義は義家四男とすべきで、義忠の暗殺により、岡らすも棟梁の地位に就いた事を筆者は先に述べ^①、後年、義親を名乗り出た人物と庇護者の藤原忠実を度々脅かした容疑者として、義親が認知された場合、嫡流の座を争ふ事となる為義が浮上する事を指摘した。

現在の所、一般に利用される『尊卑』は、洞院公定（一三四〇～九九）の撰とされ、現存本は洞院家断絶の際、文明十一年（一四七九）に三条公敦が入手した洞院家伝来本より出たと推測されてゐる。しかし現存本文までの成立過程は不明で、新訂増補国史大系本『尊卑』「清和源氏」の底本である林家本の書写時期は不明であるが（同解説）、天文二十一年（一五五二）三月、広橋兼秀（一五〇六～六七）所蔵本に基づいて吉田兼右（一五一六～七三）が書写したとする本を天正十九年（一五九一）に写した梵舜本に為義の義親実子説があり、更に梵

舜の奥書はないが、前掲天文二十一年の奥書を持つ谷森本^⑤も同様である事からすれば、問題の実子説は天文二十一年以前に成立してゐた可能性が考へられる。

対して東大史料編纂所蔵『古系図集』、前田尊經閣蔵『帝皇系図』といつた諸氏系図集、南北朝期成立の北酒出本『源氏系図』^⑥、特に『尊卑』に近い長樂寺本系『源氏系図』^⑦や、『渋川系図』^⑧の如き、書写成立が現存『尊卑』に比べて古い単行清和源氏系図には実子説が見えなかつた。また『尊卑』よりの略述ではない中世成立の源氏系図も同様である。三代将軍・足利將軍及び特定氏族を掲載する系図だが、応永二十六、七年（一四一九～二〇）書写の延慶本『平家物語』の巻頭系図^⑨、最終的成立が応永三十年をあまり下らない頃で、隆源（一三四一～四二五）の著作とされる『枝葉抄』「宇多源氏系図」、長禄四年（一四六〇）の奥書を持つ『平家物語剣巻』、また円光院蔵『武田系図』^⑩・真名本『曾我物語』・田中本『剣巻』^⑪に共通して利用される源氏系図、島津家中の山田家に伝はり島津家の当主の下限から、山田聖栄^⑫の関与が考へられる源氏系図や、十六世紀後半に成立、書写された系図として『長山家蔵 佐竹系図』^⑬、また安房の那古寺蔵『源氏系図』^⑭、備前の弘法寺蔵『源氏系図』^⑮、文龜以降天文以前成立とされる北条本^⑯『東鏡』卷首『清和源氏足利系図』（新訂増補国史大系）では、何れも

為義は義家の子とだけある。これは義親実子の記述を略し義家養子の部分のみ記したとするより、実子説が室町時代に一般的でなかつた、或は後の創作であると推定する事が可能ではないか。

先の島津家では鹿児島県立図書館蔵『島津家古文書』「御談合可入条々」によれば、古系図では義親と為義は兄弟とされるが、島津義久（一五三三）～一六一二）編集の系図では親子とされてゐる。²³⁾この転換の前提として、実子説の成立時期と事情、或は現存『尊卑』に取り入れられた時期を考察する必要がある。²⁴⁾

（関係系図）



一、『富麗記』と『今川記』

管見では『尊卑』以外では、駿河今川氏の家記『今川記（富麗記）』²⁵⁾五巻が為義義親実子説を載せる。同記卷五は大永六年（一五六六）制定の『今川仮名目録』、天文二十二年（一五五三）制定の『同追加』²⁶⁾より成るが、卷四に、

右四巻を前代之聞記と云、是ハ駿州蒲原住人斎藤道斎七十余歳時記之者也

と、斎藤道斎は万里集九の『梅花無尽藏』²⁷⁾二の文明十七年（一四八

五）九月に、雲室号を求めた「駿之斎藤道斎菴主」が該當。²⁸⁾『富麗記』卷一から四の記載内容を見るに今川当主の伝記は、今川新五郎氏親の元服で終はり、氏親時代（～一五二六）の作とされる。また同じ今川氏の歴史を記した別の『今川記』との関係について後述する様に、引用書の比較より『今川記』が『富麗記』を利用してゐる事が佐藤睦氏により指摘される。²⁹⁾

この道斎の生存時代を十五世紀後半から十六世紀始めと考へると、梵舞本の書写以前に実子説が成立してゐた事になり、また『尊卑』との交渉も考慮されよう。問題の記事は以下の如し。

『富麗記』一

一、八幡殿の御子四人まします、一男対馬守義親、二男河内守義忠、三男式部太夫義国、四男六条判官為義也、しかるに義親は反逆の聞へ有て、被遠流、於配所誅伐也、^①実は讒言にてありけるとかや、二男義忠は^②叔父新羅三郎義光と不和事にて、^③鹿島と云郎等にひそかにうたせらけるとかや、三男義国は^④康和年中に東国に下向し、下野足利に住し給、実は此為義は^⑤義親の子なりしを、義家襤褓のうちより養ひ給ひしと也、此事^⑥義家の置文、八幡の宝藏より出て、後には披露せし也

『今川記』

一、室町殿御先祖八幡太郎義家の三男式部大輔義国と申は、勅命²⁸⁾よろしからさる子細有り、東国下野国に居住有ける間、義家の御代繼には、四郎為義に定り給ふ、是は誠には義家の御嫡子義親の息なりしを、子細有りて、襤褓の内より養ひ給ひて、四男と号し、御代をつかしめ給ひける、人更にしらざりしを義家の置文、八幡

の宝蔵より出て、頼朝の後に露顕せしとありたる間、義朝迄相続して一家棟梁十五ヶ国の源氏の大将なり

①義親の反乱が実は冤罪であつたとする所見は当時の記録（『中右記』・『殿暦』）や後の史書（『源威集』）に見えないが、『尊卑』の義親脇書に、

康和二違背勅宣、同三坐事配出雲国、永久二十二為流人対馬前司義親追討、因幡守正盛以下、依宣旨下向出雲国、猶於配国依及狼籍也、天仁元正廿九正盛隨身義親并郎從四人頸上洛

の二重線部の連座の記事が相当すると解する余地があるとしよう。⁽³⁰⁾ 義

忠の殺人を③鹿嶋三郎の手によるとするのが『古系図集』・『洪川系

図』、②義光が討つとするのが長樂寺本系『源氏系図』であるが、②と③を併せて義光が鹿嶋三郎を使嗾したとするのは、『尊卑』とそれを利用したと思はれる『桃井氏系図』⁽³¹⁾ で、

『尊卑』（義光脇書）猜甥源判官義忠嫡家相承天下榮名、相語郎從鹿嶋冠者令討義忠畢

『同』（義忠脇書）叔父義光依含鬱陶、相語郎從鹿嶋三郎ミ、竊令害之于時廿六歳

『桃井氏系図』叔父義光相詰郎從鹿島三郎ミ、竊令害之ミ

とある。これからするに『富麗記』と『尊卑』に共通する記事のある事が分かる。

一方④で義国が康和年中に当國に下つたとあるのは、『尊卑』ではなく、先に指摘したが室町時代の関東成立の文献に見える伝承に一致する。『桃井氏系図』や『土佐国蠹簡集残篇』六所収『今川系図』にも、

『桃井氏系図』為凶徒追罰將東関發向、足利庄太郎太夫基綱宿所下着、嫁基綱息女子也

（蠹簡集本）康和三年辛巳正月七日、十三歳之時、佐竹冠者追罰

之大將而足利太郎太夫基綱館下着、基綱息女嫁之（義國脇書）

と見える。対して『尊卑』義國脇書では、

或記云、久安六年月日參陣之時不測而於路次參會大炊御門右大臣〔于時右大將実能公〕被稱為狼藉以侍隨身等被打落、仍郎從等即含憤、馳向本所燒拏畢、依之勅勘籠居下野國畢

と、久安六年の事とし勅勘とするから、『今川記』が近いものの、『富麗記』とは一致しない。

問題の⑤を『尊卑』に見るに、

（義親一為義脇書）父滅亡之後、幼稚孤露、仍為祖父義家朝臣命備叔父義忠繼嗣、而義忠又歿亡之後、擬祖父子為直与繼子云々

（義忠一為義）實者義親六男也、養父義忠又歿亡之後、為祖父義家朝臣直与繼子云々

（義家一為義）實者義親子也、義親誅伏之後、為祖父義家朝臣、定義

忠繼子、而義忠又歿亡之間孤露、仍擬祖父子為一流正嫡者也

とあり、『尊卑』は義忠に養育させ、義忠の死後、義家より家督を継ぐ形としたとある点、義家が幼稚の為義を引き取つたとする『富麗記』と必ずしも一致せず、少なく共、『富麗記』が『尊卑』を引き写した事にはならない。⁽³²⁾ ⑥に「義家の置文」に記してあるとするから、端的にこれは『富麗記』が別史料に拠つたもので、それが『尊卑』の典拠でもあらうか。確かにその可能性を完全に否定出来ない。

『富麗記』

一、当時源氏の正統を申奉るに、義国の御子一男義重、新田殿の

初め也、二男義康足利殿、是そ今のが將軍の御先祖也、義康の御子

一男矢田判官義清、木曾殿と同時せめ上り、備中國水島合戦に討

死也、^⑦二男足利判官義房は、頼政に一味し、宇治川合戦に討死

し給ふ、三男上総介義兼そ、義康の家督をは御相続也

と、義国流の系譜が示されるが、^⑦の次男足利判官義房は、『尊卑』

(北酒出本・『渋川』・長樂寺本系)・蠹簡集本には掲載せず、次男は義

長で、義清と共に水嶋合戦で討たれた、或は十九歳で早世として『富

麗記』と異なる。

『尊卑』

義康
—— 義兼
—— 義清
—— 義房

(蠹簡集本)

義康
—— 義清(嫡子)
—— 義長(男十九歳卒)

と義房と宇治川戦死説があり、関東系源氏系図の一一本、県篤岐氏蔵
『源氏系図』^{④0}では、義房を義長とするが(系線略)、

『源氏系図』^{④1}では、義房を義長とするが(系線略)、

義親

義忠
—— 義親(父クヘ)

嫡男対馬守井誠被謀
ツクシ

二男左衛門督井辰ノ時叔父被謀

義國

三一足利式部大夫康和三年正月七日十三歳時足利大郎大夫藤原基綱宿所下着上州給ル也

(略)

四一六条判官天下將軍也

為義

(略)

この義房は確かに『東鏡』治承四年五月二十六日条に「三位入道・同子息〔仲綱・兼綱・仲宗〕及足利判官代義房等臭首」と見えるが、『山槐記』治承四年五月廿六日条の交名を見るに(増補史料大成)、

後聞此頃非義清(義清不交戦場、宮(イ志)云々)

源義清(足利判官代云々、義康子)

とあり、該当するのは寧ろ義清で、実際は『尊卑』に見える義清子の「矢田藏人三郎」^{③8}義房が該当するとしても、『富麗記』の記事は『尊卑』と異なり、別系図に拠つた可能性が想定される。現に続群書類從

『清和源氏系図』(桃井氏系図)も義房を持つが脇書なし)には、実

子説や義国康和中下向説はないが(以下は必要箇所のみ掲出)、

足利新判官
昇殿
義康
—— 義房
足利判官代
頼政同心於宇治討死罪
仁木細川先祖
從五位下上総守

足利三郎、母熱田大宮司季範女
正四位下左馬頭武藏守
法名正義、号上総三郎、母北条時政女

義兼
—— 義房
足利判官代
母足利三郎、母北条時政女

義兼
—— 義房
足利判官代
母足利三郎、母北条時政女

と、②(長樂寺本系『源氏系図』対応)と④(関東系源氏系図対応)を合はせ持つ。現在の所、全てで一致する系図・典籍は見られないが、『富麗記』が別の典拠を持つ可能性も考へられるのである。^{④2}

『富麗記』が『難太平記』を利用してゐる事は前掲の佐藤睦氏論が指摘するが、その引用態度を見るに、

『富麗記』

一、義兼は実は八郎為朝の子成しを、義康のひそかに養ひ給ひけると也、御長九尺計にて力人に勝れ給ふ、義兼は此事しろしめされ、頼朝はひそかにしろしめし給ひけると也、頼朝にちつきんしがひ、人からもおんひんにましましければ、時政か賛になし申されると也、されば頼朝と義兼もいとこにて又相賛也、去程に新田殿より足利殿御末繁昌し、代々北条家と縁を結び給ひし也、

と足利義兼を為朝息とするが、これは目下、『難太平記』に、

抑義包はたけ八尺あまりにて、力人に勝れ給ひし也、誠は為朝の

子と云々、義康襤褓の上より養き、世にはゞかりて人にかくし給ひければ終に知人なし、頼朝右大将には殊更近付給ひしかば⁽⁴²⁾

とある事に一致する。身長を『難太平記』は八尺とするが、『富麗記』では九尺で、これは関東系源氏系図に「九尺二寸」（蠹簡集本・県本・清音寺本）とあるのが近く、『富麗記』は『難太平記』そのままではなく、また別伝承をも併用してゐると見なされる。

先の⑥の義家の置文も、

又義家の御置文に云、我七代の孫に吾生替りて天下を取べしと仰せられしは家時の御代に当たり、猶も時不來事をしろしめしければにや、八幡大菩薩に祈申給ひて、我命をつゞめて、三代の中にて天下をとらしめ給へとて、御腹を切給ひし也、其時の御自筆の御置文に子細はみえし也、まさしく両御所の御前にて故殿も我等なども拝見申たりし也

とある『難太平記』の記事に同じであるが、そのままでない。文意の如くは了俊自身、家時の置文を実見したとあるが、義家置文はその

家時遺言に記されてゐたとあるだけである。所が『富麗記』に依れば、そこに為義養育の経緯が書かれ、八幡宝蔵に収められてゐた事となる。目下、この義家の置文の伝存、或は中世に於ける存在や言及が他に無い事からすると、『難太平記』以降の所出であると思はれる。従つて『富麗記』は、『尊卑』・『難太平記』・関東系の伝承等、複数の史料を合はせ、且つ粉飾した可能性を否定出来ないのである。

二、『富麗記』の成立と斎藤道斎

『富麗記』が『尊卑』を利用した可能性があると見るものだが、『富麗記』の成立自体に問題があるのである。卷四の末尾に足利義澄の事跡として、

二男若君はしのひて京へのほり給ひ、天竜寺の香巖院にて御出家有へきよしにて、喝食にて御座有けり、此人いかなる御果報にや、後には細川殿取立御申有りて、公方に備り給ふ、法住院殿と申けるは、此若君の御事也

とあつて、その没後の戒名があるから、成立は永正八年（一五一二）以降となるが、道斎の生没年は不明で、目下、この記事が先の『梅花無尽藏』と時期的に矛盾するとは云へないだらう。

しかし卷一の東条・西条吉良氏歴代を述べた件りで、

後に義安をは駿河へ義元よりとり申、敷田と申所に置申されし、駿州没落の後、御帰国被成候也

とあり、これは弘治元年（一五五五）の吉良義安の反乱を受けての今川義元の移送と考へられる。更には「駿州没落」は永禄十一年（一五

六八）以降の同氏真の駿府逃亡、或は翌年の掛川城退去を指すから、流石に年期の隔たりよりすれば、この二条を道斎の筆とする事は難しい。

こゝに限り後人の増補と説明する余地があるが、抑も卷一の序文に、

抑我等か父祖のいにしへ、勿論人の數ならぬとも、元は京都に祇候し、殿中にましはり番役等も勤仕しか、中比所領につき遠江に下りし後は、京都もみたれ、公方にもたひたひ御没落の御事なれば、をのつから奉公の望も絶しにや、此一二代は今川殿の披官と成て在国せし也

と、作者の先祖が今川氏に仕官する由来が語られるが、京都の乱れは応仁の乱（一四六七）以降の混乱を指し、公方の没落は足利義材の明応二年（一四九三）六月の北陸没落⁽⁴⁶⁾である。その間一二代経たとあるから、この作者は十六世紀後半の人物が措定され、道斎よりも後の人物とせざるを得ない。

卷四の末尾にも、

拵茶々丸殿、父を討捕り、豆州を押領被成ける間、今川殿より氏満の御敵打の為に、伊勢新九郎と葛山を大将として、千余騎にて押寄せ給ふ間、茶々丸殿、一戦にかけまけ、願成就院にて御自害ありければ、伊豆の侍皆新九郎下知にしたかひけり

とあるが、甲斐の年代記『勝山記』により明応二年、駿河より伊豆へ

の侵攻があり、同四年、茶々丸が大島に退去、同じく『王代記』同七年条に、

同七年戊午八月伊豆ノ御所腹切玉ヘリ、伊勢早雲御敵ニテ⁽⁴⁷⁾とあり、こちらが史実と認められるから、『富麗記』の顛末と一致しない。また先の義澄の上洛は、延徳三年（一四九二）の政知の死後と

解されるが、史実は長享元年（一四八七）五月に上京してをり、且つ入京は盛儀と云ふべきである。⁽⁴⁸⁾これを同時代人の記事とすると事実誤認が甚だしいのである。

従つて斎藤道斎作とする識語は誤りで、何らかの関与があつたとしても『富麗記』卷一から四は、永禄十一年以降の何人かの執筆、卷五も寧ろその編集として不可能ではない。⁽⁴⁹⁾ただし氏親元服以降の記事がないのは不審であるが、卷四が足利茶々丸の死後、「伊豆の侍皆新九郎下知にしたかひけり」と唐突に終はる事よりすると、現存本が後半を欠落したか、或は執筆が中座したと説明する事になるだらう。

三、『富麗記』と『今川記』

猶『富麗記』成立の下限を考へる上で参考せねばならないのが『今川記』一巻で、前者は義忠の事績を見るに『富麗記』にほぼ一致する。

後者は系図・伝記（上・下）・富士記・証判より成る。この内、伝記の部分が続群書類從『今川家譜』に一致。続群書類從本を見る限り、本文は『今川記』の方が誤りは少ないが、『今川記』は『難太平記』により再加筆する所がある。⁽⁵⁰⁾此處では『今川記』を引くが、その伝記の奥書によれば、

今川一流の御伝記は、（初）祖心省殿より以来、皆御他界なされて、御中陰の内に雨降れば、是を硯水に請て、墨をすり、先考御一代の伝を書付候事、増善寺殿御代まで絶す、是御家の例法なり、大永六年六月十三日、喬山様〔増善寺殿氏親〕御遠行の御中陰にて、右之通書付申候時分、大上様御所望にて、大原和尚の一冊に

縮り候て、文にあそはされ候、是は中々我等体の文盲のともから、

代々仮名とするのは天野氏〔55〕だが、該当人物は未確認である。

をよはさる御書なれば、亡父宗陰沙弥、屋形様へ申上、末代の御為に、柴屋老人に頼、右の御巻物の中の御伝のあらましを、〔仮字ニ略〕かな略して、是を一通書写せしめ、建穂の明神の社壇に籠置候処に、去る永禄十一年〔56〕、御屋形様御館御退去の時分、代々御重書も、

大原の御作の御伝も皆焼亡す（△）は『今川家譜』の異同）

とある事を見るに、今川家では範国（心省）より、喪中に先代の伝記の書き継ぎが成され、氏親（△一五六八）迄継続した事、氏親没後、その室寿桂尼（△一五六八）の所望により、太原雪斎（一四九六△一五五五）が一冊に縮約した事、それを『今川記』著者の父、宗陰が当屋形に申し上げ、連歌師宗長（一四五八△一五三二）に眺へ、仮名書きに改めた所ある。この屋形は氏輝（一五一三△三六）となる。

範国（心省）——範氏——泰範——範政——範忠——義忠——氏親——氏輝
〔貞世〕
〔義元——氏真〕

この様に『今川記』はイ、代々の書き継ぎ御伝、口、大原の漢文伝、ハ、宗長の仮名伝を経るが、イ・口は永禄十一年（一五六八）に焼失したとあり、ハに付いては言及がないが、天正四年（一五七六）三月、氏真が駿河牧野城に移つた際、著者は葛山近所の大円寺迄、参着したが、病の為、息子小四郎を名代として参上させた所、

愚息方より申越候は、御若子様より御代々の御伝の事を御尋候間、

何こそ令書写可指上由状を遺候間、古の柴屋作のかな御伝の大型体を、老耄いたし所々忘却し候へとも、思出るにまかせ、病勞の隙々、旅宿の慰に染筆を書集申候〔54〕とあり、ハの記憶に基づいて書いた事となる。今川家中に小四郎を

『富麗記』と『今川記』の先後について、佐藤陸氏が両書に利用された『難太平記』・『富士御覽日記』本文の内容を比較して『富麗記』が先行すると指摘する。即ち『富麗記』に「右是は難太平記に委あり、一覧せしまゝ存出し候所を書付候也」とあるのは、作者自身の覚書であり、『富麗記』にあつて『今川記』にない『難太平記』依拠記事が他に有る事からしても、『今川記』先行はあり得ないとする。また『富士御覽日記』の場合は、『今川記』は『富士御覽日記』ではなく、それを改編した『富麗記』に近い事の指摘がある。

故に『今川記』の成立時期が『富麗記』の成立の下限となる訳だが、『富麗記』と『今川記』はほぼ同文の箇所がある事は、森田兼吉氏が指摘する様に、記憶によるとする先の跋文が正確ではない事を示す筈である。これが謙辞であるとしても跋文の信憑性には他にも問題がある。先づ範国以降、先代の事跡をその喪中に次の当主が記したとする

が、義忠の不慮の最期を『今川記』は文明十一年、享年五十三歳、『富麗記』は同七年、二十八歳とする。然るに史実は『宗長日記』より文明七年（一四七五）で、文明十一年は七年の誤りの可能性があるが、享年は『宗長日記』に拠れば四十歳となり、『今川記』・『富麗記』も大きく誤るもの、喪中書き継ぎとすると『今川記』の享年の誤りが不審である。

次に永禄十一年（一五六八）の今川氏真の駿府没落後の記事として、其後御屋形様、小田原早川に御座候て、氏政と御中あしく成、相州より、御越山あるへしと承、天正四年三月、浜松より御加勢あり、駿州より御帰國の為に已に松井左近御迎に参られ候に付、御

譜代の面々、御祝儀に参る

四、太寧寺本『細川系図』と『尊卑』

とあり、先に引用した作者の参仕に統くのだが、天正四年（一五七

六）三月に氏真が松平家康の許可を得て、旧領国に入つたのは事実だとして、氏真の小田原退去は甲相一和の成つた元亀三年正月と解される。何となれば天正元年には浜松に滞在し、同三年には在京してゐた事が確かだからで、天正四年三月直前に小田原を退去了したとある『今川記』は、同時代の氏真家臣としては看過出来ない事実誤認である。これが記憶違ひ、或は粗雑な記述である可能性がないとは云へないが、跋文が仮託であり、成立は近世に下がる可能性を想定すべきではないか。その場合、確実には『今川記』奥書に延宝五年（一六七七）

書写とあるから、それ以前とせざるを得ない。森田氏は『今川記』の宗長仮名伝自体が仮託で、宗長の影響力の大きさを指摘するが、『富麗記』の作者に擬せられる道斎も史料編纂所本『梅花無尽藏』に、「斎藤加賀守安元父歟」と朱注があり、安元は宗長の庇護者であつた。

『富麗記』の識語も宗長関係者としての仮託の可能性があらう。

以上『今川記』の成立も下がる可能性があり、『富麗記』の成立の下限は必ずしも明らかに成らないが、目下、『富麗記』の成立は永禄十一年以降、序文を信じれば作者は十六世紀末頃の人となる筈である。これは寧ろ梵舞本『尊卑』『清和源氏』の奥書より下がる可能性もあり、『富麗記』が『尊卑』を改変し、取り入れた可能性が考へられるのである。従つて『富麗記』からは、実子説の成立時期を遡らせる事は出来ない。別な史料が必要とならう。

同系図は大寧寺殿細川満国の創建した同名の寺に伝来、東大史料編纂所の謄写本に拠る。その構成は①清和天皇より頼政、義朝までの平安末期の源氏、②義国より義重・義康兄弟、義康子の義兼・義清兄弟、③義国より足利将軍家、④義国より細川氏（嫡流「昌氏まで」）・京兆家（政元まで）・野州家（政春まで）、⑤頼春より阿波守護細川氏（政之まで）の系図より構成される。庶子・女子・脇書は少なく、簡略な系図である。成立時期の手がかりは、②で、

（前略） 義政 ————— 義尚

慈照院殿 常徳院殿

義材（義政公御猶子、実・義親御息、義政

舍弟

義高（義親公方様、御皇父義親御舍弟政知之御息

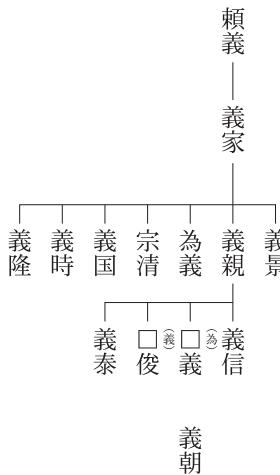
義親・義教之二子

を見るに、端的に「当公方様」の義高の在位が成立時期となる。即ち明応二年（一四九三）四月の政変で就任、同六月六日に義高と改名してゐる。文亀二年（一五〇二）には義澄と改名し、永正五年（一五〇八）四月、出奔する（『足利家官位記』）。狭く見ればその書き入れは諱が義高の時代になるが、改名の記載が厳密でない可能性もあるから、その在位期間としよう。

戒名がある事から各細川氏の最終掲載人物の没年から分かるが、政元（永正四年〔一五〇七〕六月）・政之（長享二年〔一四八八〕七月）

は、義高在位時代に背馳しない。但し政春は永正一五年（一五一八）正月であるから、義高在位より若干下がる事になる。或はその後の増補がある可能性があるが、太寧寺本の成立は十六世紀初頭として良いだらう。

さうして本系図①に実子説が見えるが、同時に『尊卑』に一致する事が分かる。太寧寺本の①より抜けば、



とあり、残画、及び義朝との関係から判断出来るのだが、為義を義家と義親の子に釣るのである。然るに為義の兄弟義泰は目下、『尊卑』にしか見えない人物である。⁽²⁾ 宗清は義親子の竄入であらう。また義景

は『尊卑』には見えず、尊經閣文庫蔵『帝皇系図』では、義景に「六郎」・「平治合戦被誅了」・「義朝為□」、清音寺本には義景を別に吊り「平治誅」の脇書があり、義隆と同一人とする。菊大路本『清和源氏系図』に拠れば、陸奥七郎と別人義景を別に吊るが「平治誅」の脇書がある。以上からすると太寧寺本の義景は後補と説明可能である。

梵舜本は細川氏の歴代を更に後代まで記すが（京兆家は晴元、野州

家は晴国、阿波守護家は澄元）を吊るから、太寧寺本はそれを細川氏書き継ぐ以前の、梵舜本に近い『尊卑』が存在し、それよりの抜粋で

る可能性がある。依拠した系図と『尊卑』との関係は厳密に言つて不明だが、目下、少なくとも実子説は十六世紀初頭には存在してゐた事は言へるのである。

五、おはりに

『富麗記』の「義家の置文」が典拠であるとする記述を信用出来ず、且つ『富麗記』の成立時期も十六世紀後半に下がるとし、これを現存『尊卑』に先立つ実子説の存在の史料とする事に問題がある事を指摘した。一方太寧寺本『細川系図』より、実子説が十六世紀初頭まで成立した事が明らかになつた。実子説創作の動機が、為義を義家の正嫡とする事にある事は分かるが、残念ながら現在の所、それ以上の成立の事情は不明である。今後の関係文献の出現に待ちたい。

注

（1）「源義忠暗殺と源義光」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十五、平成二十一年十二月）

（2）「偽義親暗殺事件と源為義」（『米沢国語国文』四十、平成二十三年十二月）

（3）皆川完一氏「尊卑分脈」（『国史大系書目解題』下所収、平成十四年七月）

（4）国会図書館電子資料公開『新編纂図本朝尊卑分脈』に依る。猶国立歴史民俗博物館蔵の広橋家蔵書『尊卑分脈』には「清和源氏」

が所蔵されない（同館の電子資料）。

(5) 宮内庁書陵部蔵『大系図』十四冊。但し奥書は清和源氏以外の他冊にある。

(6) 秋田県公文書館佐竹文庫（宗家）蔵。拙稿「北酒出本『源氏系図』の史料的価値について」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』二十七、平成十二年三月）参照。

(7) 主な写本に長楽寺本（群馬県史 資料編五 中世一）・妙本寺本（千葉県の歴史 資料編 中世三）・内閣文庫蔵『本朝皇胤紹運録』がある。拙稿「長楽寺本『源氏系図』成立試論」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十三、平成十八年三月）参照。

(8) 主な写本に冷泉本（山口県文書館蔵）・鍋島本（東大史料編纂所の謄写本）がある。拙稿『渋川系図』の成立と史料的価値について（上）・（下）（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十七〔平成二十一年三月〕・三十八〔同二十三年三月〕）参照のこと。

(9) 泊古書院の影印による。

(10) 猪熊兼繁氏「醍醐枝葉抄」（群書解題 第八 雜部）昭和三十六年四月

(11) 稲葉二柄氏「醍醐寺『枝葉抄』の編者・著者」（総本山醍醐寺編『枝葉抄 影印・翻刻・註解』〔平成二十二年七月〕所収）

(12) (11)によれば、隆源自筆本は未発見で、続群書類従の『醍醐枝葉抄』に見える。此処では(11)所収の翻刻による。

(13) 彰考館蔵。国文学研究資料館の紙焼写真による。付載の「源氏

系図」も、義家の子に為義のみを吊り、脇書に「四男」とある。

(14)『山梨県史 資料編六 中世三上』所収。足利義政に「当上様」とあるから、義政在位時代（一四四三～七三）以前に当該部は成立。

(15) 勉誠社の影印による。拙稿「『王年代記』と『平家打聞』・妙本寺本『曾我物語』・『平家族伝抄』との関係について（上）」（『国語国文』七十二ノ十、平成十五年十月）に指摘。

(16)高橋貞一氏「田中本平家劔巻」（『国語国文』三十六ノ七、昭和四十二年十月）の翻刻による。

(17)『山田文書』三五五「山田聖栄帝王年代記写」奥書（『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺家わけ五』・山田本『山田聖栄自記』〔鹿児島県史料七 薩摩国阿多郡史料 山田聖栄自記〕）では文明十四年（一四八二）に八十五歳とある。

(18)『山田文書』二三六「古系図」・二三七「古系図」

(19)秋田県公文書館蔵佐竹文庫（宗家）蔵。足利義輝を幼名菊丸として吊るから、その元服の天文十五年（一五四六）十二月以前の書写。佐竹氏当主は同十四年没の義篤までを吊る。

(20)原本未見。東大史料編纂所の謄写本による。古河公方を藤氏まで吊り、その弟義氏（一五四一～八三、一五五四年服）は後筆、小弓公方は基頼（一五一三～八）の子として忠頼を吊る。

(21)『牛窓町史 史料編二』の翻刻による。將軍が義材（一五一三）、関東公方が足利成氏（一四九七）まで。

(22)井上聰氏・高橋秀樹氏「内閣文庫所蔵『吾妻鏡』（北条本）の再検討」（『明月記研究』五、平成十二年十一月）

(23)五味克夫氏「日置島津家文書と島津久慶（二）—鹿児島県立

- 書館本『島津家古文書』の紹介を中心に」（『鹿児島大学法文学部紀要 文学科論集』十一、昭和五十一年三月）。猶『島津正統系図』では義家子とする（東大史料編纂所の紙焼写真による）。
- (24) 実子説を載せる『参考保元物語』所引岡崎本は、「尊卑」為義脇書の「為義事」にほぼ一致し、「尊卑」を利用したと推定されるから（高橋貞一氏『平家物語諸本の研究』五二七頁・原水民樹氏「岡崎本『保元物語』考」「山下宏明氏編『軍記物語の生成と表現』平成七年三月）、実子説の成立を考察する資料とする事は無理。
- (25) 続群書類從卷六百二所収。以下『富麗記』とする。次の『今川記』も続群書類從に拠る。
- (26) 『戦国武士と文芸の研究』第六章「駿河今川氏の文芸」（昭和五十一年十月）。
- (27) 『五山文学新集』六所収の翻刻による。続群書類從本も参照。
- (28) 『群書解題』四「今川記」（荒木良雄氏執筆、昭和三十五年）・『戦国軍記事典 群雄割拠篇』「今川記（五巻本）」（佐藤陸氏執筆、平成十年）
- (29) 『義経記と後期軍記』「今川氏に関する軍記」（平成十一年十二月、初出昭和六十三年三月）
- (30) 東大史料編纂所蔵『古系図集』にも「坐事配流隠岐国」とある。
- (31) 東大史料編纂所の謄写本による。掲載人物は江戸中期まで下がる。『朝日町誌 資料編一 幸若』（平成七年）所収の幸若竜一氏蔵「幸若八郎九郎家系図写」にも翻刻がある。
- (32) 拙稿「新田義重一族伝雜々」（山形県立米沢女子短期大学紀要四十七、平成二十三年十二月）参照。
- (33) 東大史料編纂所の謄写本による。以下蠹簡集本と略。同系図は清和源氏より足利氏に至る部分は関東系足利氏系図、今川氏系図は『難太平記』により、『難太平記』以降の世代が独自の増補により構成される。田中大喜氏編『中世関東武士の研究九 下野足利氏』にも翻刻がある。
- (34) 蠕簡集本は『塵荊鈔』に近い。『塵荊鈔』は古典文庫による。
- (35) 尊經閣本『帝皇系図』も同様の脇書を持つ。
- (36) 『鏤阿寺縁起』（東大史料編纂所の謄写本）も年月を記さないが「勘気」の為の下向とする。これを白井信義氏は久安五年の別な乱闘の結果とする（『尊氏の父祖一頼氏・家時年代考一』『日本歴史』二五七、昭和四十四年十月）。
- (37) 他にも『富麗記』が「尊卑」と異なる事は、
- 『富麗記』
- 一、義兼の御子左馬頭義氏、御法名正義、北条義時のむこ也、其御子一男足利五郎長氏上総介、二男義繼、三男泰氏宮内大輔平石殿と申、此御母義時の娘のはらにて、左馬入道殿の家督を相続にて、惣領に立給ふ、泰氏又最明寺殿の妹智にて、式部太夫頼氏を生給ふ、
- 『今川記』
- 義氏に長男あり、上総介長氏と号す、其後義氏、北条義時の息女に嫁し、泰氏を生す、此子息母方北条なり、其比天下は義時・泰時のまゝなれば、泰氏惣領を継ぎ、嫡流の家督なりとするが、「尊卑」（・『古系図集』）では泰氏の母は「母武藏守平泰時女」として異なる。これは単純な誤りの可能性がある。

- (38) 『清音寺蔵佐竹井諸家系図』（秋田県公文書館佐竹文庫（宗家）蔵）では義房に脇書なし。以下清音寺本と略。
- (39) 養寿寺蔵『吉良氏系図』（『西尾町史』上、所収）は『尊卑』の影響を受けるが、「義房_{足利判官}」を持つ。
- (40) 東大史料編纂所蔵謄写本による。足利將軍家は義尚、関東公方は成氏迄吊る。
- (41) 続群書類從『足利系図』の義兼には、「実鎮西八郎為朝末子」とあるから、『富麗記』に近い。しかし義房（脇書「足利判官、頼政一所宇治川討死」）を持つが、義長をも挙げてゐる事からすると両人を併記したと判断され、『足利系図』が『富麗記』先行するのではなく、その逆であらう。
- (42) 群書類從本による。貞享三年刊本・島原市立松平文庫本（共に国文学研究資料館の紙焼写真による）・京大図書館谷村文庫本（今川氏真孫の子孫範英所蔵本を写したとの奥書がある。同館公開の電子資料による）を参照した。
- (43) 『醍醐寺文書』一六〇『足利直義御教書』（大日本古文書）が該当するとされる。中村直勝氏「足利家時の置文」（『中村直勝著作集』五所収）参照。
- (44) 『足利家官位記』義澄項（群書類從）
- (45) 大塚勲氏「今川氏と遠江駿河の中世」第二部第八章「今川義元の三河西条城接收」。『江川文庫所蔵文書』「今川義元書状」（『戦国遺文 今川氏編』一二三五）・内閣文庫『走湯山什物』「今川義元書状写」（『同』一二三六）参照。或は『三河物語』に拠れば、氏真が永禄四年に移すとする。
- (46) 『蔭涼軒日録』六月二十八日条（増補統史料大成）・『後法興院記』（増補統史料大成）・『親長卿記』（増補統史料大成）七月一日条。
- (47) 流石奉氏『勝山記と原本の考証』による。
- (48) 『影印甲斐戦国史料叢書』による。
- (49) 小和田哲男氏『後北条氏研究』による。
- (50) 『蔭涼軒日録』長享元年五月二十八日条。
- (51) 原水民樹氏「素材・典拠としての『保元物語』—『保元物語』本文の摄取・利用の様態」（『国学院雑誌』九十八ノ十二、平成九年十二月）に、『富麗記』の『保元』利用が指摘されるが、『富麗記』の成立時期については言及がない。猶、原水氏は古活字本系『保元物語』写本が現在の所、慶長頃にしか廻らない事を指摘する（『保元物語』流布本の古態を求めて）『徳島大学総合科学部言語文化研究所』二、平成七年二月）。『富麗記』の成立時期が永禄十一年以降に下がる事はこれと時期的に符合すると云へよう。
- (52) 『難太平記』稻垣八郎・米倉八郎左衛門・かゞ瓜又三郎・平賀五郎など云者共
- 『富麗記』今川の家人稻垣八郎左衛門尉、米倉・加賀爪・平賀など、云若武者
- 『今川記』今川の家人稻垣八郎左衛門尉、米倉（八郎左衛門）、加賀爪（又三郎）、平賀（五郎）など云若武者（二）は『今川家譜』になつてある事を見るに、『今川家譜』が『富麗記』に近い。『今川記』が『難太平記』を再参照して（）を補つたと説明するものである。
- (53) 『松井文書』「徳川家康判物」（『静岡県史 史料編八 中世四』）

(54)『戦国軍記事典 群雄割拠篇』「今川記」（佐藤陸氏執筆、平成十一年）。

(55) 大塚勲氏『今川氏と遠江・駿河の中世』第一部第七章「今川義元発給の天野文書」（平成二十年十一月、初出も同年）。

(56)『『富士御覧日記』の成立とその周辺』（『日本文学研究』三十二、平成九年一月）。

(57) 大塚勲氏『今川氏と遠江・駿河の中世』第一部第一章「今川氏歴代の生没年・名称等覚書」・第四章「今川義忠の討死と竜王丸の自立」（初出はそれぞれ昭和五十一年、平成二十年）。

(58)『安得虎子』十「今川氏真書状」（『大日本史料』十ノ七、元亀二年是冬条所収）・『武家事書』三十三所収「武田信玄書状写」（『戦国遺文 武田氏編』一七七六）・『湯浅家文書』「武田信玄書状」（『同』一七八）・『妙本寺文書』「武田信玄書状写」（『同』一七九〇）・『同』「土屋昌統副状」（『同』一七九一）。長倉智恵雄氏『戦国大名駿河今川氏の研究』（懸川没落後の今川氏真文書の再検討）（平成八年九月、初出は昭和六十二年）参照。

(59)『大日本史料』十之十八、天正元年十月二十五日条所引「伊勢市大湊支所保管文書」

(60) 内閣文庫蔵『今川氏真詠草』、和歌史研究会編『私家集大成 中世 上』による。

(61)『宇津山記』・『宗長道之記』（古典文庫『宗長作品集』（日記・紀行））

(62) 続群書類從本『清和源氏系図』は義親子として、義信・義俊・義音・義行を吊り、為義を吊らない。

(63) 東大史料編纂所の紙焼写真による。

〔補注〕『尊卑分脈』の改変本である、東大史料編纂所蔵徳大寺本『源氏系図』（近世中期写、請求記号四十七ノ十五）では、為義を義家子とし、義親子に釣らない。これは略述の可能性があらう。